

青森県報

号外第四十一号

平成二十九年
四月一日
(土曜日)

目次

教育委員会

- 青森県立学校学則の一部を改正する規則……………(教職員課) ……一
- 指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………(スポーツ健康課) ……五
- 文書の左横書きの実施に関する規則の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……五
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六
- 青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六
- 青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……七
- 公印の廃止……………(同) ……八
- 公印の調製……………(同) ……八
- 教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正……………(教職員課) ……九

教育委員会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立岩木高等学校の項及び南郷校舎の項を削り、同表青森県立八戸水産高等学校の項中

水産工学科
情報通信科

を

水産工学科

に改め、同表青森県立青森商業高等学校の項中

「青森市東造道一丁目」を「青森市大字戸山」に改める。
別表第二青森県立八戸第二養護学校の項中

中学部	三年
高等部	普通科
	三年

を

中学部
三年

に改め、同項の次に次の

ように加える。

青森県立八戸高等支援学校	八戸市大字鮫町	高等部	普通科	三年	知的障害
		産業科			

附則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 青森県立八戸水産高等学校の情報通信科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

る。

3 施行日の前日に青森県立八戸第二養護学校の高等部の普通科の生徒である者は、施行日から青森県立八戸高等支援学校の高等部の普通科の生徒となるものとする。

指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則

指導改善研修の実施に関する規則（平成二十年三月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条第一項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年七月青森県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

配偶者同行休業の承認

配偶者同行休業の期間の延長

を

配偶者同行休業の承認
 配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長）

に

外国滞在事由	
外国滞在中の所属先の名称(所在地)	()
外国滞在中の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

外国滞在中の所属先の名称(所在地)	()
外国滞在中の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで

に

5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
------------------	-----------------

を

5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	「うち、配偶者同行休業の期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間」	年 月 日から 年 月 日まで
------------------	-----------------	---	-----------------

に改め

同様式の注の5を6とし、4を5とし、3中「延長する」を「初めて延長する」に改め、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 配偶者同行休業の期間の再度の延長を申請する場合には、申請に係る配偶者欄の外国滞在中の事由欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条、第十九条」を「第十九条、第二十条」に、「第二十条、第二十四条」を「第二十一条、第二十五条」に、「第二十五条、第二十九条」を「第二十六条、第三十条」に改める。

第七条に次の二号を加える。

五 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていることを証明する推薦書（第二十四号様式）

六 申請理由書（第二十五号様式）

第二十九条中「第二十四号様式」を「第二十六号様式」に改め、同条を第三十条とし、第二十五条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十四条中「第二十二号第一項第一号」を「第二十三号第一項第一号」に改め、同条を第二十五条とし、第十八条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章中第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条 免許法別表第八により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（免許法施行規則第十八条の四に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類、第二欄に掲げる免許状及び第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる科目の単位を含めて第五欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に在職年数	教科に關する科目 教職に關する科目 教科又は教職に關する科目	最低修得単位 数
小学校教諭の二種免許状	幼稚園教諭の普通免許状 小学校教諭の普通免許状	一	一〇	一〇
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状	一	七	一一
高等学校教諭の一種免許状	高等学校教諭の普通免許状 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）	一	九	九
		二	五	八
		三	三	六
		六	三	六
		九	六	九

第十号様式及び第十一号様式中「(第20条関係)」を「(第21条関係)」に改める。

第十二号様式中「(第21条関係)」を「(第22条関係)」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」に改める。

第十五号様式中「(第23条関係)」を「(第24条関係)」に改める。

第十六号様式中「(第24条関係)」を「(第25条関係)」に改める。

第十七号様式及び第十八号様式中「(第25条関係)」を「(第26条関係)」に改める。

第十九号様式中「(第26条関係)」を「(第27条関係)」に改める。

第二十号様式中「(第27条関係)」を「(第28条関係)」に改める。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「(第28条関係)」を「(第29条関係)」に改める。

（※）に改める。

第二十三号様式「推薦者」を「任命権者
（推薦者）」に改める。

申請免許状	教諭特別免許状（教科・事項）
推薦理由	

を

申請免許状	教諭特別免許状（教科・事項）
配置（予定）校	

配置することにより、学校教育が効果的に実施されると認める理由

に改める。

配置（予定）校における授与候補者の研修計画	
-----------------------	--

第二十四号様式中「（第29条関係）」を「（第30条関係）」に改め、同様式を第二十六号様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。

第24号様式（第7条関係）

年 月 日

推 薦 書

青森県教育委員会 殿

推薦者

所 属

職 名

氏 名

印

下記の者の特別免許状の授与について推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	（ 歳）
在 職 期 間	
在 職 時 の 最 終 職 名	
在 職 時 の 職 務 内 容	
社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熟意と識見を有すると認める理由	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 推薦者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第 2 5 号様式(第 7 条関係)

年 月 日

申 請 理 由 書

青森県教育委員会 殿

氏 名 _____

私が特別免許状の授与を申請する理由は、下記のとおりです。

記

申 請 免 許 状 申請理由	教諭特別免許状(教科・事項)
-------------------	--------------------

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則(昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「十五万八千円」を「十五万五千円」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(費用弁償)

第六条 校医及び薬剤師の費用弁償は、特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第四条の定めるところによる。この場合において、費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十五号)の適用を受ける職員の例により計算した額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

文書の左横書きの実施に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

文書の左横書きの実施に関する規程の一部を改正する訓令

文書の左横書きの実施に関する規程（昭和三十五年十二月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

序 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の(3)中岩木高等学校の項及び八戸北高等学校南郷校舎の項を削り、同表八戸第二養護学校の項の次に次のように加える。

八 戸 高 等 支 援 学 校 八 高 支

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則」を「青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年四月青森県教育委員会規則第二号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による改正前の青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則」に、「三上盛一」を「和嶋延寿」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

序 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「総括主幹」を「副参事」に改める。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄第五号を次のように改める。

五 所属職員の旅命令及び復命に関すること（外国旅行及び長の県外旅行に係るものを除く。）。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項各号を次のように改める。

一 午前七時四十五分から午後四時三十分まで

二 午前八時から午後四時四十五分まで

三 午前八時十五分から午後五時まで

四 午前八時四十五分から午後五時三十分まで

五 午前九時から午後五時四十五分まで

六 午前九時十五分から午後六時まで

第二号様式の十二中

配属者同行休業の承認 配属者同行休業の期間の延長

配属者同行休業の承認 配属者同行休業の承認
配属者同行休業の期間の延長（再度の延長）

外国滞在事由	
外国滞在中の所属先の名称(所在地)	()
外国滞在中の事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

外国滞在事由	()
外国滞在中の所属先の名称(所在地)	()
外国滞在中の事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで

に、

5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	を
------------------	-----------------	---

5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 〔うち、配偶者同行休業の期間の再発の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間〕	に改め
------------------	--	-----

同様式の注の5を6とし、4を5とし、3中「延長する」を「初めて延長する」に改め、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 配偶者同行休業の期間の再発の延長を申請する場合には、申請に係る配偶者欄の外国滞在事由欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会告示第二号

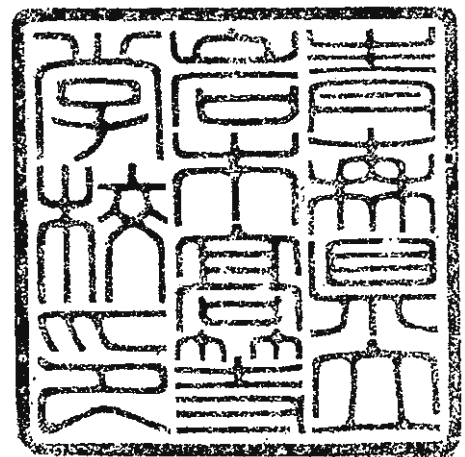
平成二十九年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

平成二十九年四月一日

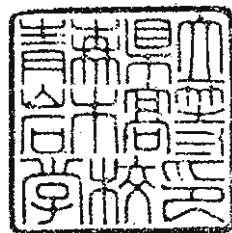
青森県教育委員会

公 印 の 名 称	公 印 の 印 影
青森県立岩木高等学校長印	

青森県立岩木高等学校印（正印）



青森県立岩木高等学校印（副印）



青森県教育委員会告示第三号

平成二十九年四月一日次の表に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

公 印 の 名 称	公 印 の 印 影
	青森県教育委員会

<p>青森県立八戸高等支援学校印 (副印)</p>	<p>青森県立八戸高等支援学校印 (正印)</p>	<p>青森県立八戸高等支援学校校長印</p>
		

青森県教育委員会告示第四号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号（教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

青森県教育委員会

別表（十九）を次のように改める。

附 則
この告示は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭